

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20231201	有限会社宇佐興業(法人番号5250002004226) 代表者坂本裕志	山口県宇部市今村北一丁目15番9-3号	本社営業所	山口県宇部市大字山中字中原827-6	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年11月2日、情報提供を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者等台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(2)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(3)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0
20231206	株式会社ミカワ(法人番号8240001021113) 代表者三川謙二	広島県広島市安佐北区安佐町大字くすのき台603番1	福山営業所	広島県福山市箕沖町5816-45	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和5年2月21日及び同年3月17日、情報提供を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5
20231218	株式会社翼運輸(法人番号3270001002651) 代表者長戸正則	鳥取県鳥取市鹿野町鷲峯236	鹿野営業所	鳥取県鳥取市鹿野町鷲峯236	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年9月22日及び同年11月28日、死亡事故を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)業務記録の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0
20231222	丸勝運輸有限会社(法人番号9280002000202) 代表者前田春雄	島根県松江市八幡町784-1	本社営業所	島根県松江市八幡町785	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和5年4月26日及び同年6月9日、酒気帯び運転の疑いのある事故を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(安全規則第23条第1項)	2	2